

第Ⅲ部 計画の基本的な考え方【総論】**第2章 目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目****重点4 特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援****1 貧困家庭の子ども・若者が希望を持って成長し、活躍するための支援の充実****【現状・課題・今後の方向性】**

国の調査における子どもの貧困率は13.9%、ひとり親家庭の貧困率は50%を超えているなど、子どもを取り巻く環境は未だ厳しい状況にあります。

貧困等の困難を抱える家庭では、保護者が多忙等で、子どもと関わる時間が十分でなく、人間関係が希薄で周囲から孤立している等の課題を抱えており、この状況が子どもに学力や自己肯定感の低下等の影響を及ぼしており、世代を越えた貧困の連鎖を断ち切るための支援策が求められています。

また、本来支援が必要である家庭の中には、自ら支援を求めることができない、孤立の状況にある等の様々な事情を抱えた家庭があり、もう一步進んだ支援を届けるため、社会全体で子どもをはぐくむまちづくりの重要性が高まっています。

こうした現状のもと、「誰ひとり取り残さない」社会を実現するため、子どもや若者が自己を肯定し、夢や希望を持って健全に学び、成長し、自立していくための支援とともに、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減する切れ目のない支援を、地域、関係機関、企業等と連携した多種多様なアプローチにより、総合的・複合的に推進します。

【主な取組】

- 1 地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援
- 2 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
- 3 困難を抱える家庭に係る地域、関係機関、企業等と連携した情報共有の強化と
きめ細かな情報提供